

本編⑤「具足戒と犍度」2020.6.27

第二波羅夷罪「不与取」は雨安居と関わるので、先に、
「**犍度 khandha-ka**（蘊 [集まり] の集まり）」の説明をします

具足戒は、ほとんどすべて比丘（尼）個人のおこないについて制定
（例外：最後の七つの戒「滅諍法」は裁判の仕方→小品第四犍度に詳説）
犍度は、サンガ運営のトリセツ。布薩、雨安居などは最初期から制定。

犍度と戒律と内容が重なるものも多い。両者の関係は？

犍度が先に始まり、具足戒が後から。どちらも仏滅まで改訂増補。

テキストの順番は、パーリ聖典協会本では（たぶん原本も）犍度が先。

→それを参照した『南伝大蔵経』では具足戒が先。

犍度は大品が十章、小品が十二章。小品最後の二つの結集の犍度は後代。

犍度・大品十章

1：大犍度 戒律制定までの歴史と経緯

釈尊の成道からヤサ長老まで。解散。**Ehi bhikkhu**による出家。

三帰依による出家。カッサパ三兄弟。マガダ国王。舎利弗・目連。

和尚と弟子。（以後は戒律制定後。）

白四羯磨による出家（戒の制定）。法臘十年。阿闍梨（戒師）と侍者。出家させてはならない者。沙弥十戒（不邪淫が不淫になる）。

挙げられて還俗した者の再出家の扱い。

2：布薩犍度

起源。**羯磨 kamma**（⇒大品第九犍度と小品第一犍度は羯磨について）。

布薩の日程。結界の定め方。（戒律制定後に）パーティモッカの読誦。

3：入安居犍度

起源。時期。安居中の遊行。安居中の出家。

4：自恣犍度

起源。蹲踞すべし。日程。

→1の白四羯磨より前と2～4は特に早くから成立していたはず。

5：皮革鞆度

皮ぞうりを「許す」（戒律以前からかも）。牛・車に乗るの禁止。

6：菓鞆度。

秋時病の比丘たちに五種の菓（熟酥、生酥、油、蜜、糖）を「許す」。この場合の菓とは、食物になり、粗食でないもの。四資具の牛の尿の菓と別。

7：カティナ衣鞆度（雨安居明けの自恣のとき）

8：衣鞆度（普段の衣の扱いについて）

9：チャンパー鞆度（羯磨について。⇔小品第一羯磨鞆度）

チャンパー村で比丘同士が羯磨を作って挙罪し合う。

非法別衆羯磨・非法和合…、如法別衆…、似法別衆…・似法和合羯磨。

一人が一人を挙罪。多数を、サンガを挙罪。二人が、多数が挙罪……

→サンガがサンガを挙罪（⇒破僧になりかねない）。

釈尊：

非法と別衆はアウト（似法には触れず）。如法和合羯磨だけ OK。

……など羯磨の仕方について。白四、白二とか。

苦切（批判）*tajjaniya* [blame, censure, scorn, rebuke]羯磨、

依止（謹慎？）*nissaya* [rely on, trust, pursue]羯磨、

驅出（追放）*pabbājaniya* [drive out, banish, exile]羯磨、

下意（懺悔）*paṭisāraṇiya* [protect, expiate 償う, atone 埋め合わせる]羯磨、

挙罪（認めない場合ことさら）*ukkhepaniya* [resolution, suspension]羯磨。

10：コーサンビー鞆度（破僧にならなかった。和合のコツ）

鞆度・小品十二章

1：羯磨鞆度（⇔大品第九のチャンパー鞆度）

苦切羯磨の解除まで。依止…。驅出…。下意…。挙罪…。

挙罪羯磨に三種：

Āpattiyaṃ adassane（認めないので）*ukkhepaniyakamma*

Āpattiyaṃ a-ppaṭikamme（懺悔しないので）*ukkhepaniyakamma*

Pāpikāya dīṭṭhiyaṃ a-ppaṭinissagge（放棄しないので）*ukkhepaniyakamma*

2：別住犍度（←依止羯磨？）

僧残罪で別住（pārivāsika 謹慎）を受けた（授けた）ときのトリセツ

本日治（最初に戻る）mūlāya paṭikassanā

摩那埵 mānatta [penance 贖罪（としての苦痛）]

出罪 abbhāna [abhi-āyana: coming back]

3：集犍度

2：別住犍度の続き

次の布薩まで最長で半月間の覆藏 paṭicchanna あり。別住期間が増える。

別住中にまた別の戒律違反で「合一別住 samodhānaparivāsa」。

僧残罪をたくさん犯し過ぎて数えきれない。

→「清浄辺別住 suddhantaparivāsa」。受戒出家以来の日数を別住。

※別住の最中に還俗（したら、すべての罰則が無効になる）。

再出家を望んだら、在家では無効の罰則が、出家としては、その期間、執行停止になっただけ。

→本日治を与え（最初に戻って）、合一別住から再スタート。

4：滅諍犍度

比丘戒最後の七つ滅諍 adhikaraṇasamatha の仕方をより詳しく。

無実の疑いが晴れたら憶念毘尼 amūḷha [not confused, restored] vinaya を
発狂中は罪はない代わりに正気に戻ったら不癡毘尼 amūḷhavinaya を

5：小事犍度

雑多：蛇に対する護呪。梅檀の鉢（在家に神通力禁止。鉢は金、銀、水晶、
錫、鉛、銅鉄製は禁止。銑鉄か陶器）。

在家者が比丘に不利益を→覆鉢 pattam nikkujjitum。懺悔により解除。

6：臥座具犍度

精舎の建立と臥座具について（遅くとも成道数年目から）。

比丘ははじめ、森、樹の下、洞窟、草積みの陰などに寝泊まり。早朝、そういうところから出て静かに托鉢。その姿に感動した王舎城の長者が、釈尊に確認して、精舎を建立。「自利のために布施したい」。「では四方サンガに布施しなさい」。随喜説法。

扉。戸柱、門。銅・木・角の鍵。土壁。窓穴と窓扉。竹・木の寝床（高過ぎず、しかし蛇に噛まれないほどに足付き）。椅子。寝床の布。枕とカバー。

柵。配食堂。経行堂。階段。欄干。物干し。給水堂。門。棚。排水溝。火堂（蒸し風呂）。屋根は瓦、石、石灰（漆喰）、草、藁。

舎衛城のアナータピンディカ長者。

選ばれた比丘が當事（建設指導）者に。

釈尊がジャータカを説いて、年長者からクティを取るべし。

比丘が礼拝すべきは先輩、他宗教の如法説の年長者、如来。

後輩、**女人**、黄門、謹慎中の比丘を礼拝してはならない。

臥座具の分配。臥座具は安居の期間だけ各個の比丘が持つ。

ウパーリ尊者を例に、学び教えるときは教える側が年長者になる、と。

配食者、臥座具管理者、守庫者、衣・鉢の管理者。

7：破僧犍度（デーヴァダッタの破僧）

8：儀法犍度（行儀作法）

客比丘の扱い、食堂の作法、用水、大小便など。

9：遮説戒犍度

罪ある比丘に**説戒**（パーティモッカ）に参加させてはならない。

仏教の法と律に八種の稀有未曾有の法あり。

- ①この法と律は、漸々の学びと悟り。忽然たる了知通達はなし。
- ②…失命しても学処を踏み越えない。
- ③…破戒者、不浄者は、自分で隠しても、サンガから遠離する。
- ④…四姓の別なく、みな沙門釈子。
- ⑤…多くの比丘が無余依涅槃界に達するが、無余依涅槃界は増減なし。
- ⑥…一味の解脱味。
- ⑦…多宝無量宝。三十七菩提分。
- ⑧…四双八輩の住処。

10：比丘尼犍度

比丘尼八重法を始め、比丘尼サンガの成立から運営まで。

11：五百犍度

第一結集

12：七百犍度

第二結集

釈尊の成道からじきに比丘サンガが成立し、それから二十年経って比丘の問題行動によって戒律を制定することになった。

一方、個々の比丘（尼）のための戒律を制定する以前から、比丘（尼）サンガの運営のため、布薩、安居などの行事のルールが制定されていた。

↓

戒律の罰則などが加わるに従って、その運用法を加えて、サンガ運営のルールも改訂増補されていったであろう（仏滅まで）。

↓

具足戒は個々の比丘（尼）のため

→ただし、罰則適用などのためサンガ運営にも関わる
犍度は、サンガ全体の運営のためにまとめられているトリセツ

→ただし、個々の比丘（尼）の集合体がサンガなので、比丘（尼）は全員、具足戒と同様に犍度を知っておかなければならない。